平成２３年（フ）第１３７号
鳥取県米子市尾高101番地70
債務者　後藤　喜治
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２０８号
鳥取県米子市米原８丁目９番１号　101号
債務者　濱口　　修
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１３号
鳥取県米子市大谷町114番地
債務者　小川佐紀子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２５号
広島県尾道市門田町１番９号
債務者　小川　昇三
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
広島県尾道市門田町１番９号
債務者　小川美枝子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
広島県尾道市門田町28番３号
債務者　石川美枝子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
広島県三原市西宮２丁目19番28号
債務者　中島　貴子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
広島県三原市木原４丁目１番５―202号
債務者　新谷千栄子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
山口県下関市長府宮の内町５番21号
債務者　サクマ設備サービスこと　佐久間　清
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
山口県下関市長府宮の内町５番21号
債務者　佐久間里美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
山口県下関市横野町１丁目18番28号
債務者　中丸　善博
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
山口県下関市横野町１丁目18番28号
債務者　中丸清代子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
山口県下関市東大和町２丁目２番17―307号
債務者　富山　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
愛媛県松山市東野３丁目甲301番地　溝辺団地44棟346号
債務者　菊池　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１号
福岡県飯塚市幸袋102番地１　フラワーマンション210号
債務者　平野　　啓
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３７０号
福岡県小郡市松崎119番地２
債務者　坂田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５６号
福岡県久留米市東合川新町10番36号　浜崎コーポＡ101号
債務者　橋口　　健
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部